

- 元氣講演会「リクルート退職組は何故成功するのか？」
- 社会保険料の改定
- 社長コラム／知識は食欲と同じ本能です
- 個人の確定申告の準備をスタートしましょう！
- 株主優待券

エム・エム・アイグループ
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル
TEL. 03-3778-2311
<http://www.m-m-i-g.com>



10月のご案内

経営者倶楽部

元氣講演会 「リクルート退職組は何故成功するのか？」

「サラリーマン法人化」は労働市場の流動化に対する選択肢の一つとして提案させていただきました。現在も躍進を続けるリクルートもその労働市場をターゲットにしております。日本は、所謂資源のない国です。「人材こそ資源だ」とはよく言われる話であります。

躍進を続けるリクルートですが、創業依頼定年を迎えた社員はほとんど居ないと言われております。多くの社員が中途退社独立創業してゆきます。そして株式会社インテリジェンスを始めとしてその成功事例は、良く耳にします。

そこで今回は、株式会社インテリジェンスの創業にも取締役として参加した1987年リクルート入社の前田氏と現在はパチンコホール企業の組織改革を行う企業の代表を務める、1988年リクルート入社の井出氏にその体験談をお話いただければと思い企画しました。

お二人とも40歳と言う若さで新規事業を軌道に乗せられました。そこには何か社会に対する新しい視点があるように思えます。その事はきっと皆様の事業の

今後のお役に立つと思います。万障お繰り合わせの上是非ご出席賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

＝ 記 ＝

講師 キャリアマネジメント・コンソーシアム代表
前田 徹也

株式会社パック・エックス代表取締役
井出 誠三

日時 平成16年10月20日(水) 午後5時30分開場

場所 日本料理「薔」 TEL 03-3775-0234

東京都品川区大井1-50-28

アワーズイン阪急2階

参加費 メンバー 無料

オブザーバー 10,000円

申込み 10月10日までに、ご返事下さい。

詳細・お問い合わせ MMI担当 鈴木まで。

TEL 03-3778-2311



節税倶楽部のお知らせ

日時 10月29日 金曜日 午後2時～5時

場所 きゅりあん 4階 研修室

テーマ 『生前贈与の節税分岐点と否認されないための注意点』

内容

①相続税対策としての生前贈与は今でも最も安全で確実な節税方法であることは間違いありません。しかしだからといって無闇み矢鱈に贈与すれば、即＝節税になるというものでもありません。ケースバイケースで、「その方のためにのみ有効な節税分岐点」というものがあります。その「節税分岐点」の求め方について取り上げます。

②もう一つのテーマは贈与のやり方です。という

のも相続税の調査（必ず調査はあります。）において折角の生前贈与が安易で中途半端なやり方のために、税法上とても贈与（所有権が受贈者に完全に移転していること）がなされたとは認められないケースが多すぎるということです。「贈与」ということの法的な意味を理解していないケースが多すぎるのです。日常的な贈与と節税対策としての「生前贈与」は似て非なるものであることを理解していただきたいと思います。要はやるならば適当ではなく、キチンと明確に行なうということです。その「キチンと明確に」ということを再確認するのが第二のテーマです。

10月7日・8日はエムエムアイグループ全体研修となり通常の業務はお休みさせていただきます。ご了承願ひます

昨年も同じような題名で掲載をさせていただきましたが、前々号でお知らせした通り、今年から平成29年まで厚生年金保険料が毎年10月分に改定されます。算定基礎届による変更とともに、二ヶ月続けて変更作業が必要となります。手間はかかりますが、重要な作業になりますので、今後しばらくは10、11月の給与計算をするときには、チェックを怠らないようにしましょう。なお、国民年金の保険料は、来年の4月から13,580円になります。変更時期が異なりますので、退職者への通知等する場合に注意が必要です。

厚生年金保険料は、今回の年金改革によって毎年10月分保険料が、0.354%ずつ引き上げられます。今年の保険料は $135.8/1000+3.54/1000=139.34/1000$ となります。被保険者・会社負担分ともに69.67/1000です。

- ①算定基礎届による変更がある場合、10月給与より、健康保険・厚生年金保険料を変更する。(個別の変更)
- ②11月給与で、給与ソフト等の変更して、厚生年金

保険料率を139.34/1000（本人負担分のみであれば69.67/1000）に変更をする。(会社の変更)

(※社会保険料を翌月徴収しているものとする)

社会保険事務所から毎月送付される納付書の7月分に、「社会保険新報(8月号)」という冊子が同封されていたかと思えます。その中に年金改正の内容が記載されていますので、ご確認ください。また、今後送付されるものにもお知らせが入るはずですので、納付書以外のものにも目を通しておくようにしてください。既製の給与ソフトを利用しサポートを受けている方は、改正によるアップデートの確認をしましょう。

私ども渡邊事務所では、社会保険・労働保険手続きの代行のほかに、給与計算業務も承っております。保険料の変更への対応・労働保険年度更新事務への対応など、万全を期しております。ご興味またはアウトソーシングのご意向がありましたら、ぜひお問い合わせください。

(株)渡邊事務所 TEL.03-3733-7651

社長コラム 第3回 「知の偏食」

知識は食欲と同じ本能です。

人間の欲求として衣食住は確かにあります。しかし衣食住と並べてはいますが、どれがより本能に近いかと言えば食でしょう。衣と住は人間の欲求ではありませんが、本能とは言えないと思います。もっと本能に近い欲求としては、みなさんご存じの性欲があります。

性欲ほどではないにしろ食の次くらいの欲求として知的欲求というのがあると思います。簡単に言うと人間誰しも、もっと知りたい(下世話な事も含めて)という欲求があると思います。人間が社会を構成し、宗教や法律や国家を作ったのもこの欲求から出てきているのだと思いますし、人間と他の生物の決定的違いもここにあるのだと思います。

人間の本能として食欲・性欲・知識欲がありますが、食欲は何を食べるべきだとか、何を食べてはいけないとかの強制は滅多にありません。あっても人を食べてはいけないくらいです。ましてや何を食べたほうが偉いとか、偉くないなどは全くありません。

余談になりますが、鯨は駄目とかイルカは駄目とか言うのは本当に傲慢な話なのです。

性欲もだて喰う虫も好き好きと言われるように様々です。

本能と言うのは、人間の自然性ですから、本来本能の欲求に序列をつけたり、価値をつけたり出来ないはずなのです。しかし知的欲求だけはかなり偏食のように感じられます。

知識は単なる道具です。

知識は、大学を頂点とした、学校教育の知識のピラミッドが絶対的価値を持っています。そうでない様々

な試みは数多く見受けられますが、基本的にアンチテーゼであり、完成された学校教育を相対化するほどのものではありません。

「学校の勉強など社会に出たら役に立たない」と言いながら自分の子供だけは「良い学校」に入れているのが現状です。

大学を頂点とした受験勉強がいけないと言っているではありません。「学校の勉強など社会に出たら役に立たない」と言うことは誰でも判っていることなのです。しかし先にも述べたように現実の局面では、目的を持たない知識や、知識によって「おや」と思う目的が正当化されたりする根本は、知識に価値や権威を与えすぎたせいなのです。

あくまでも知識は目的を達成するための道具であって、大事なのはその目的でありその目的を達成するための道具は色々有ってよいのです。といった了解が出来ない限り新しい発想や、新しい知恵は生まれてこないと思われれます。

具体的に言えば

現代社会にあって、必要な知識は、基本的には「読み・書き・算盤(計算)」が出来ればよいのであって、それ以上は趣味の問題である。と言った、知識も食欲や性欲と同様に色々あって良いのだ。と言う社会的了解が総論賛成各論反対ではなく、現実の様々な局面の判断にあって皆がそう考えるようになる為の教育改革が必要であろうと思います。

そこからしか新しい発想や新しい知恵は生まれてこないのではないのでしょうか?

個人の確定申告の準備をスタートしましょう！

今年も早いもので残すところあと3ヶ月。平成16年分の個人確定申告計算期間が残すところ後3ヶ月となりました。実はこの時期に1月から10月分の見直しをしておくとし、11月、12月準備に余裕を対応が出来ます。また見直すことができます。書類などを取り寄せる必要な場合には意外と日数がかかるものです。勉強も兼ね今月から確定申告受付がスタートするまでお知らせをお届けいたします。

◆個人確定申告の対象者は

- 医療費を年間10万円以上払った人（家族含め）
- 20万円以上の副収入がある人
- 保険の満期金を受け取った人（20万円以上）
- 給料から所得税が引かれていない人
- 家を売ったら損をした。
- 株の配当や売却をした。
- お金を寄付した
- 家を買った
- 12月に結婚・出産などがある予定

上記には細かな条件がありますが、まずは該当するか、確認をしてみてください。

◆申告用紙の種類

まだ税務署から取り寄せることは出来ませんが、12月に入ったら税務署に返信用の封筒をいれて取り

寄せることも出来ます。また

<http://www.nta.go.jp/category/kakutei/kakutei.htm>から申告用紙をダウンロードすることも出来ます。

（16年度用は準備中）

どの申告用紙を選んだらよいのか？迷ってしまった場合下記事項を参考にしてください。

○申告書A

申告する所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけの人用のダイジェスト版

具体的には…サラリーマンで医療控除を受ける人
年金収入がある人

○申告書A + 分離課税用

具体的には…株を売ってトクをした人

*特定口座を持っている人は源泉を計算してくれるので確定申告をする必要がありません。

退職所得がある人

○申告書B

申告する所得の種類にかかわらず、どんなケースでも使えるオールマイティ版

具体的には…不動産所得がある人・事業所得がある人

○申告書B + 分離課税用

具体的には…株を売って損をした人・家を売って損をした人・大きな盗難や災害似合った人

サラリーマン法人セミナー報告

去る9月13日虎ノ門パストラルにて「サラリーマン法人化～時代はサラリーマン法人～」出版記念セミナーが開催されました。

1部は小池先生の「サラリーマン法人化計画の手順と運用」についてパワーポイントでわかりやすく解説。

2部では高橋先生による「新しい雇用形態と企業共

同体の提案」50名ほどのお客様に参加していただき大盛況のうちに終了いたしました。

参加いただいた方からは「是非サラリーマン法人を役員から取り入れたいので具体的に話が聞きたい」などというお話もいただき、「サラリーマン法人化」について関心を持って頂きました。



配当金とは異なり、企業の利益の有無に関わらず株主に支給される“株主優待券”。これを目当てにした個人投資家が増えているようです。

従来は、航空会社ならば航空チケットの割引券、ホテルや旅館ならば宿泊割引券といった、自社商品の割引券を株主に支給する形態が主流だったのですが、近頃ではお米券や音楽CD券のような金券から、カタログの中からハムや缶詰などを選択できるような物まで支給する企業もあります。株主優待券は確実に手に入る上、ネットオークションなどでさばけば中間マージンを取られない収入となるため、人によってはかなりの“副収入”となります。

ところで、株主優待による収入の所得区分は、一見すると「配当所得」に区分されそうですが、原則として「雑所得」に含まれる（所得税法基本通達24-2）。株主に対して法人が与えた経済的利益であっても、法人の利益の有無に関わらず支払われるものは、いわゆる利益の配当又は剰余金の分配とは性質が異なるものとされるため、「雑所得」となります。

上場株式等に係る申告の有無については、平成15年4月1日以降、大口のもの（法人の発行済株式総

数の5%以上を所有する大株主が、その法人から受ける配当等）を除いた全ての配当金については、いわゆる“少額配当”の金額制限が撤廃されたため、申告不要制度の選択が可能（租税特別措置法第8条の5）。また、“給与所得や退職所得以外の所得合計額”が“20万円以下”であれば、申告は不要となります（所得税法第121条）。

例えば、一般のサラリーマンの場合、給与所得のほかに1年間で配当所得が10万円・雑所得が20万円あるならば、配当所得10万円については申告不要制度を選ぶことができ、給与所得や退職所得以外の所得合計額も20万円以下となるので申告不要となります。ただし、配当所得が10万円であっても、雑所得が21万円であれば、給与所得や退職所得以外の所得合計額が21万円となり、申告不要ラインの“20万円以下”を超えてしまうため、給与所得、配当所得及び雑所得を含めて申告しなければならなくなりました。たかが副収入と考え、申告が必要だとも思わない人も多いと思いますが、株主優待券にも課税の問題は生じる点に注意して下さい。

10月の税務

10 OCTOBER

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	11/1					

10月12日 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

11月1日 個人の都府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

8月決算法人確定申告

（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）

2月、5月、8月、11月、決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

2月決算法人の中間申告

（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）……半期分、第2四半期分

5月、11月決算法人の中間申告（消費税・地方消費税）……第1及び第3四半期分

各月の決算法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

3月から7月までの決算法人1ヶ月ごとの中間報告（消費税・地方消費税）

編集後記

最近物忘れが多くて困りものです。「私も！」と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか？そこで健忘症にならないようにする為の対策を探してみました！

- (1) 睡眠時間を7時間以上取る。そのとき必ず夜10時から午前2時の間は取るようにする。
- (2) 1日1万歩は歩く。これは脳を活性化する。そのとき、いつも同じ道ではなく時々歩く経路をかえる。
- (3) パソコン、携帯電話、テレビを見る時間を極力少なくする。これは脳の記憶をできる前頭葉を発達させなくするから。
- (4) 新聞や昔の童話などを声を出して読むようにする。読んでいる内容を想像しながら読む。
- (5) 簡単な計算問題、小学生の2、3年生の問題をやる。これは最近本屋に大人のための脳の訓練みたいな本に出ていると思います

- (6) 三食きちんと食べる。それもよくあごを使って奥歯でかむ。勿論噛むことが少ない人はガムを噛むことでも良いと思います。特に朝食は御飯をたべる。炭水化物は脳に必要な栄養素だから。
- (7) 毎日同じ食器を使って食事しないこと。
- (8) 家具の位置やカーテンの色など、部屋の雰囲気もたまには変えること。
- (9) 指回し運動をすること。後数字を並べて、その逆を言ったり、果物や野菜やタレントさんの名前などを10以上時々言ってみる
- (10) 脳をリラックスさせる。例ガーデニングをして、気分を明るくする
- (11) テレビよりはラジオをかけて、想像することを覚える。これが今までの脳の活性化につながります。時間があるときにでもちょっとやってみてください。



MMIグループはISO 9001：2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。